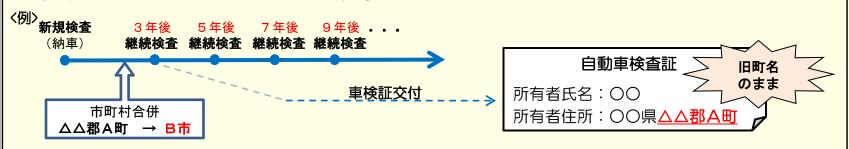
継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し

【相談申出要旨】

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けた。ところが、検査申請書には新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は市町村合併前の町名のままとなっていた。合併後の住所にするためには、別途住所変更手続きが必要であり、合併後の住所は交付時に自動的には表示されないとのことであった。

市町村合併後、相当の年月が経過しているにもかかわらず、 現存しない旧町名を表示していることは、混乱を招きかねない ので、所有者が住所変更手続きをすることなく、新しい住所で 車検証が発行されるよう改善してほしい。



前回推進会議における主なご意見

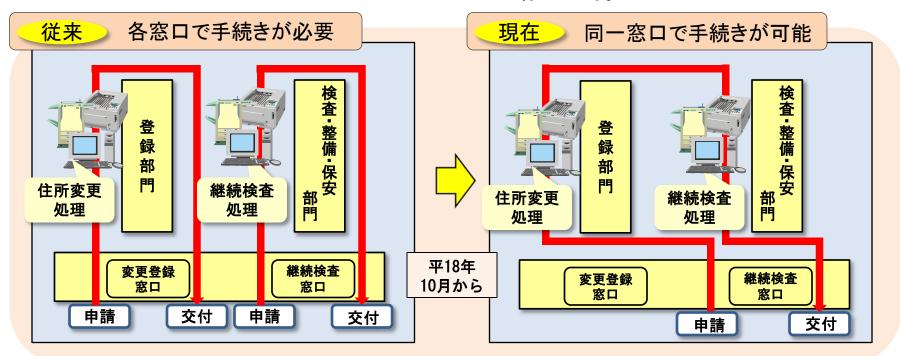
- 〇 市町村合併に伴って生じた問題については、行 政側の責任で措置することが基本ではないか。
- 本件の場合、処理システムの改修ができるかど うかがポイントではないか。そのため、システム の改修にどの程度の費用を要するか確認する必要 がある。
- 石川運輸支局で行っている継続検査申請窓口で の住所変更の同時受付は、代替手段として一つの 有効な方法である。同支局の実施状況を確認する 必要がある。
- 住民基本台帳のデータを活用することはできないか。

【説明事項】

- 1 石川運輸支局を始めとする検査窓口における取組について
- 2 処理システムの改修の可能性に関し、国土 交通省から聴取した事項について
- 3 国土交通省の本件に係る意見について
- 4 あっせんの方向について

1 石川運輸支局を始めとする検査窓口における取組について

- 1-1 石川運輸支局における取組
- ※ 同支局は、平成18年9月の石川行政評価事 務所のあっせんを受けて下図のような取組を 行っている。



- <上の取組の効果> 翌年度の変更件数が1.7倍に増加 平18年度 3,085件 → 平19年度 5,295件(平20年度は4,277件)
 - ※ なお、車検証の住所が旧住所のままとなっている車両数は、53,084台(平21.9現在)

1-2 各運輸支局における取組状況

現在、石川運輸支局における窓口一本化の取組は、全国の運輸支局においても行なわれている。申請者への利用勧奨などは特に行われていない。

(単位:千台)

	管内の		実施内容		周知状況		
支局名	保有車両数	実施 時期	ユーザーによる 手続	担当官による システム 手入力	窓口 掲示	チラシ 配布	関係 団体
秋田	460	H18. 11	専用用紙 に記入	0	0	0	0
群馬	1, 087	H18. 12	窓口申出	0	0	×	×
石川	547	H18. 10	局専用OCR シートに記入	× (OCR読取り)	0	0	0
三重	850	不明	窓口申出	0	×	×	×
滋賀	556	H18. 12	専用用紙 に記入	0	0	0	×
岡山	797	H18. 11	同上	0	0	0	0
熊本	715	H19. 4	局専用OCR シートに記入	× (OCR読取り)	0	×	×

- (注) 1 管内の保有車両数は、登録自動車の合計である。
 - 2 「担当官によるシステム手入力」の「O」は、ユーザーの変更情報を担当官がシステム上に手入力しているものである。
 - 3 「関係団体」とは、各県の(社)自動車整備振興会、(社)自家用自動車協会、(社)自動車販売店協会等である。

く参考>

【運輸支局による周知の例】

○ 合併前の旧市町村名で表示されている自動車検査証を お持ちの方へ

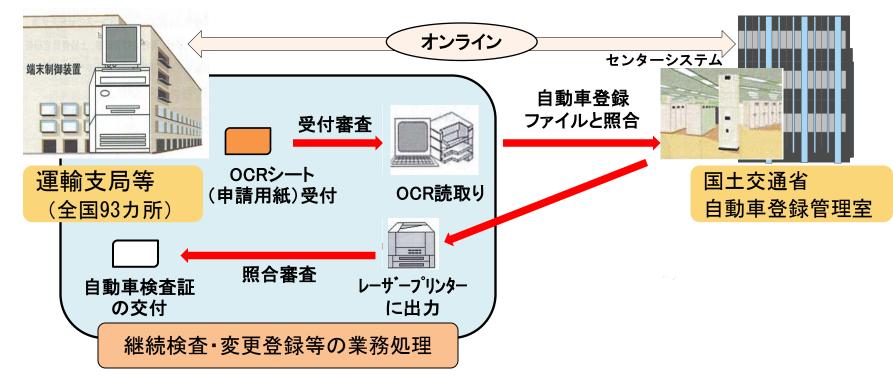
市町村合併による新市町村名への自動車検査証の変更については、「みなし規定」により、新市町村名に変更されたものとみなされ、一時抹消をする場合を除き、変更の手続をしなくてよいこととなっておりますが、市町村合併後の新市町名に変更を希望される方は、受付窓口へお申し出ください。手続は無料で、申請書の購入も添付書類も必要ありません。新市町名に変更を希望しない場合はそのままで結構です。

※ 窓口の机上にA4判の注意書や、構内の柱等に上記の文言を記したA3判の ポスターが掲示されている。

2 電子情報処理システムの改修に関し国土交通省から聴取し た事項について

2-1 システムの概要

〇 自動車登録検査業務等電子情報処理システム(普通自動車)



○ 軽自動車の場合(軽自動車電子情報処理システム)も同様の仕組み (全国86カ所の軽自動車検査協会事務所)

2-2 現行システムにおける地名データの変更の考え方

- システム内にある自動車登録ファイルには、道路運送車両法 に基づく自動車登録のデータが記録されている。
- 当該データは、自動車の登録時点における情報が正確に記録 されていることが必要であり、登録後のデータの変更については、 変更登録を改めて行う必要がある。
- 地名の変更等があった場合、旧地名から新地名への変更登録 を行わなければ、システム内のデータは変更されない。

他方、当該変更登録がなされなくとも、法的には新地名に変更されたものとみなされる(自動車登録令第24条)。

そのため、必要性が小さいことから、現行システムには自動的に地名データを変更をする機能を付与していない。

○ なお、登録自動車の継続検査後の自動車検査証には、システム内に記録されている当該自動車の最新の登録データが印字される。

く参考>

【合併等により地名変更があった場合の住所情報を随時更新しているシステムの例】

- ◆ 書類送付のために必要な住所情報にかかるもの
 - ① 恩給業務システム(総務省)・・・受給者の住所
 - ② 社会保険オンラインシステム(厚労省)・・・受給者の住所
- ◆ 免許者の住所地の情報にかかるもの
 - ③ 運転免許証関係システム(都道府県警察)・・・ 免許者の住所
- ◆ 登録の対象たる事項の所在情報にかかるもの
 - ④ 登記情報システム(法務省)・・・不動産登記記録の表題部にある所在地(所有者の住所等は随時更新されない。)

2-3 システム改修の可能性

- 〇 普通自動車の場合 〇
- ◆ 登録自動車の所有者の住所地の地名変更があった場合
 - ① 自動的に変更するシステムとなるよう改修する場合
 - 約53万件の住所について、旧住所コードと新住所 コードを対応づけ、新しい表示に変更するプログラム を追加する必要。そのための費用は2億円以上。

- ② 自動的には変更せずとも、継続検査と変更登録 の手続を一括申請する手続が可能となるようなシス テムに改修する場合
 - 〇 申請様式を統一し、継続検査と変更登録の手続を同時に行うためのプログラムを追加する必要。そのための費用がかかる。

◆ 他方、現在、行政コスト削減のために平成24年1月からの移行を目指して、新システムを構築中。データ変更については、従来の考え方を踏襲しているが、ニーズ、費用及び日程からみて新しいプログラムを追加することは困難。

〇 軽自動車の場合 〇

- 〇 普通自動車と同様に費用がかかる。(プログラム開発で8千万円以上)
- 〇 軽自動車検査に係る手数料増要因となるが、同手数料については「行政改革の重要方針(平成17年12月閣議決定)により平成22年度までに1割削減することとされている。
- なお、軽自動車については、自動車登録ではなく、新規検査時 の記録と照合して、継続検査がなされる。

そのため、自動車検査証に記載される情報は、変更記入申請がなければ、新規検査時に申請された事項と同じであり、その点に関する考え方は普通自動車と同様。

○ 実態として、平成15年12月以前の記録には、住所コードが付されておらず、新住所コードへの変換とは別の処理も要するため、処理に時間がかかることによるサービス低下のおそれがある。

3 国土交通省の本件に係る意見について

- 〇 国土交通省自動車交通局自動車情報課(普通自動車)
 - 全国の運輸支局においては、平成18年度以降、それぞれ独自の方法で住所変更に係る取組を実施している。実施方法については、選択肢があってよいと考えているが、全国的な実施状況については、ばらつきもみられるので、効率的な実施方法等について検討していきたい。
- 〇 国土交通省自動車交通局技術企画課(軽自動車)
 - 〇 継続検査と同時に使用者等が新住所に変更を希望する場合は、申請による取組を実施している。今後の実施方法については、普通自動車の場合の取扱いも踏まえつつ方策を検討したいと考えている。

発達障がい者に対する療育手帳の交付について

【相談申出要旨】

① 私が住む県では、知能指数が高い自閉症などの発達障がい者については、知的障がい者の基準に該当しないとして療育手帳は交付されないが、他の県や市では交付されている例があると聞いた。

療育手帳の交付に当たっては、知能指数だけではなく、社会生活への適応性も含め総合的に判断するようにし、全国の発達障がい者が平等に手帳の交付が受けられるよう、交付基準を統一してほしい。

② アスペルガー症候群のため、人とのコミュニケーションが上手にとれない者について、療育手帳の交付申請をしたが、知能指数が基準より1高い(76)という理由で却下された。

社会生活に適応できないのに、知能指数が基準よりわずかに高いだけで手帳が交付されないことに納得いかない。

1 療育手帳制度

療育手帳は、知的障がい児(者)のより一層の福祉の充実を図るため、知的障がい児(者)に対して交付

根 拠

「療育手帳制度について」

(昭和48年9月 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)



※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン) 各都道府県、政令市において、それぞれ具体的な実施要綱を 設定

2 療育手帳を所持する者に対する支援等

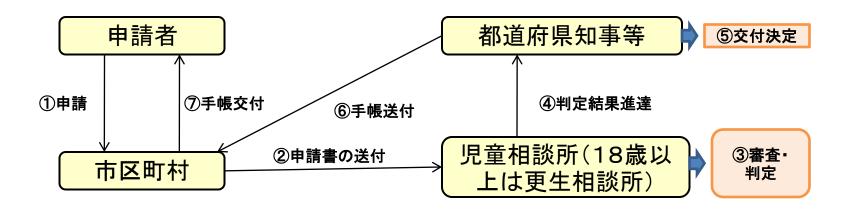
(1) 経済的助成

所得税・相続税における障害者控除、県民税・市町村民税における障害者控除、自動車税の減免、水道料の減免、NTTの番号案内無料、携帯電話料金の割引、JRその他の鉄道乗車券の割引、航空運賃の割引、バス料金の割引、タクシー運賃の割引、有料道路通行料金の割引、その他公共施設の利用料割引・免除等各自治体が独自に行う助成

(2) その他

知的障がい者であることが手帳により明示されることにより、第三者がその者の状況を理解することができ、また、専門家においても適切な指導、対応ができる。

3 療育手帳の交付手続



4 療育手帳の交付数の推移

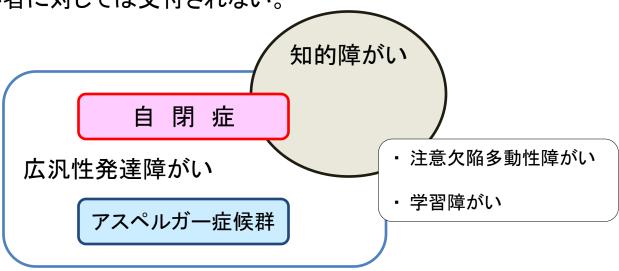
・ 交付数は年々増加(平成20年度は16年度の約1.2倍)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総	数	668,702	698,761	727,853	756,843	785,720
18歳	未満	163,688	173,438	181,602	191,560	200,533
18歳	以上	505,014	525,323	546,251	565,283	585,187

※ 厚生労働省の資料による。

5 療育手帳の交付対象

- 交付対象は、「知的障がい者」
- ・「知的障がいを伴わない」と判断された自閉症やアスペルガー症候群などの発達障がい者に対しては交付されない。



- ・知的障がい
 - → 知的機能の発達に明らかな遅れがあり、「他人との意思の交換」「日常生活や社会生活」 「安全」等に困難性を伴う状態にある。
- •自閉症
 - → 言葉の発達の遅れ、コミュニケーションや対人関係・社会性の障がいがあり、パターン化 した行動やこだわりがみられる。
- アスペルガー症候群
 - → 基本的に、言葉の発達の遅れはないが、コミュニケーションの障がい、パターン化した行動、興味、関心のかたよりがみられ、不器用である。

6 知的障がいの判定基準

「療育手帳制度の実施について」 (昭和48年9月 厚生省児童家庭局長通知)

- ・ 障がいの程度は、次の基準により「重度」と「その他」に区分
- ・療育手帳には、重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と表示

1 重度 → 「A」と表示

- 知能指数がおおむね35以下の者(肢体不自由、盲、ろうあを有する者等は50以下)
- ◆食事、排泄等、日常生活の基本的な動作に介助が必要であり、 社会生活への適応が困難であるか、失禁・異食等の問題行動を 有し、監護や指導等が必要な者
- 2 その他 → 「B」と表示 1に該当する以外の程度のもの

〇 判定基準を踏まえた自治体の交付基準の例

a県(IQ75以下に限定)

b県 (IQが高くても交付)

		_		
最重度 (A1)	おおむねIQ20以下又はおおむねIQ35以下であり精神障害又は身体障害を合併して有するため、日常生活において顕著な異動行動がある等、常時介護を要するもの		重 度 (A)	IQ35以下、又はIQ50以 下かつ身体障害者手帳1、 2、3級保持者
重 度 (A2)	おおむねIQ35以下又はおおむねIQ50以下であり精神障害又は身体障害を合併して有するため、日常生活において常時介護を要するもの			
中 度 (B1)	おおむねIQ50以下で、日常 生活において常時指導を要す るもの。	その他 (B)	軽 度	Aに準じ、おおむねIQ75以下(他の障害により 社会適応能力が低いと 認められる場合はIQ79 以下)
軽 度 (B2)	IQ75以下で、日常生活において時に指導を要するもの。	の解釈	(6)	・ IQ80~89で発達障害 の診断を受けた者

(注) 知的発達の遅滞が明らか否かの判断に際して、「標準化した知能検査によるIQが70ないし75以下のもの」と定義がされる場合があり、IQ75以下を採用している自治体が多い。 7

7 自治体による交付基準の違い

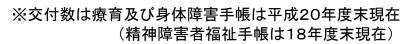
• 自治体・政令市によって、交付可とする知能指数の上限が区々

自治体		知能指数が高い発達障がい者に対する療育手帳の交付
c県	×	IQと社会生活能力の両方を基準とするが、IQが76以上の者には交付しない。
d市	0	IQの上限は定めていない。その者の生活状況や療育手帳を交付することのメリット等を検討した上で、必要と思われる場合に交付
e県	0	自閉症、アスペルガー症候群の診断がある場合、IQが92の者であっても、必要と判 断されれば交付
b県	0	IQ80~89で発達障がいの診断を受けた者に対して交付
f県	×	知的障がい(IQ75以下)がなければ交付しない。
g県	×	IQが76以上の者には交付しない。相談内容に関して問題意識は持っている。
h県	Δ	原則としてIQ75以下としているが、自閉症等の発達障がいの場合、介護の度合い等を勘案してIQ80位まで交付するケースもある。

- 自治体により取扱いが区々となっていることによる支障
 - ・ 同程度の障がいがあるにもかかわらず、居住する県(又は政令市)により、療育 手帳が交付される場合とされない場合があるのは、公平性を欠く。
 - 療育手帳の交付を受けている者が転居し、新住所地で手帳の交付が受けられない場合、混乱を生ずる。

8 他の福祉手帳制度との比較

	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳	
根 拠	「療育手帳制度につい て」(厚生事務次官通 知)	「精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律」第45条	「身体障害者福祉法」 第15条	
対 象 知的障害者		精神障がい者	身体障がい者	
判定基準	「療育手帳制度の実施 について」(厚生省児 童家庭局長通知)	「精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律施行令」 第6条	「身体障害者福祉法」 別表	
交付数	785, 720	404, 883	5, 031, 683	



- 療育手帳だけが法律の定めなし
- ・ 対象者(知的障がい者)の判定基準についても個別法による規定なし
- ・具体的な判定基準は各自治体が設定

9 関係機関等の意見

- (1) 地方公共団体
- 知的能力が高い発達障がい者についても、社会環境に適応できないなど、社会的援助が必要と判断される場合には療育手帳を交付すべきであり、この取扱いを国において全国的に統一すべきである。
- ・ 現在、精神障がい者保健福祉手帳を交付をするための診断の幅を広げて発達障がい者に対応しようとする動きもあるが、基本的に発達障がい特性の困難さに即した手帳ではない。
- ・ はざまの障がいといわれた発達障がいの人が、教育・福祉・労働の円滑な連携の中で支援を受けやすくするために、 障がい特性による困難さを明確に示す発達障害者手帳の交付を希望する。

(2) 全国知的障害者更生相談所長協議会

厚生労働省に提出した要望書(平成21年7月31日)

- 療育手帳制度の根拠となっている昭和48年厚生事務次官通知等において、知的障がいの定義が明示されていないこと、知的障害が知的機能の障害を中核とする概念でありながら、療育手帳該当とするIQ値の上限が示されていないこと等の課題が残されたままになっている。
- 療育手帳所持者が、他都道府県市に転居し、新住所地での療育手帳が交付されない場合、福祉的援助の継続性・一貫性に欠けることになるばかりでなく行政への不満につながるなど、混乱を生じている。
- 療育手帳制度を法制化し、知的障害の定義と障害程度認定の国基準を明示してほしい。
- 知的機能の障害を伴わず、発達障害が援助を必要とする主な要因であると思われる対象者に、療育手帳を交付することは適当かについて見解を明示してほしい。

(3) 全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会

厚生労働省に提出した要望書(平成21年7月)

知的障害者の療育手帳について、国において統一した基準を定め、 法制化するとともに、発達障害者支援法の施行に伴い、発達障害者 へのサービス給付を考慮し、早急に発達障害者の手帳を創設するこ と。

(4) 厚生労働省社会保険保障審議会障害者部会

平成20年12月16日付け報告書

現在、知的障害者に係る定義規定はなく、自治体ごとに取扱いが異なるため、統一した定義規定、認定基準をおくべきではないかという指摘があるが、従来の制度の運用への影響にも配慮しつつ、知的障害者の判定方法について十分な知見を収集した上で引き続き検討を行う必要がある。

厚生労働省の意見

- 療育手帳制度は、昭和48年の事務次官通知及び児童家庭局長通知により実施されているもので、法に基づかない自治事務としての位置づけであり、本通知は自治体に対する技術的助言としての性格のものである。
- 療育手帳については、実施主体である各都道府県、政令市の判断により、知的障がいの判定基準について上記通知で示した基準よりも細分化された判定基準を設けるなど、柔軟な運用が行われている。
- 自治体による差については把握しておらず、相談内容に関して、 通知等により取扱いを全国的に統一することについては、実施主体である都道府県又は政令市の判断によるべきものであると考えている。
- 高機能自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がい者については、療育手帳の交付対象外となる場合であっても、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となる場合があるので、個別のケースについては実施主体において相談されるものと考える。

報酬の実態に即した標準報酬月額の決定

【相談申出要旨】

当社は、建設業であるが、一部の従業員について、取引 先への納期の関係で3月から5月までの間に相当量の時間 外労働が発生したため、4月から6月までの報酬が異常に 増加した。社会保険料は4月から6月までの報酬を基にし た標準報酬月額により算出されるため、従来2万5,000円程 度だった社会保険料が倍以上に引き上げられた。

昨年度までは、所管の社会保険事務所に対し事情を説明すれば、年間の平均報酬額に基づいて標準報酬月額を算定してもらえたため、報酬に見合った社会保険料となったが、今年度については、同事務所に相談しても、そのような取り扱いはできなくなったとの回答しかない。報酬の実態に応じた標準報酬月額の算定を行ってもらいたい。

1 標準報酬月額と健康保険料、厚生年金保険料の算定方法

○ 社会保険事務所は、毎年7月に事業主が届け出る被保険者の4月 ~6月の報酬に基づき、当該者の標準報酬月額を決定

⇒ 定時決定

(健康保険法第41条、厚生年金保険法第21条)

この標準報酬月額に基づき、9月から翌年8月までの健康保険料 (保険料率8.18~8.25%)、厚生年金保険料(保険料率15.35%)を算定 (例)

報酬額 標準報酬月額 健康保険料 厚生年金保険料 21万~23万円 22万円 9,020円 16,885円 23万~25万円 24万円 9,840円 18,420円 ※ 保険料は、本人負担額である。

○ 定時決定による算定額が著しく不当な場合、別に算定する額を報酬 月額とすることができる。 ⇒ 保険者算定

(健康保険法第44条、厚生年金保険法第24条)

く算定額が著しく不当な場合とは=厚生労働省通知>

- 4月~6月の3か月間において、通常受けるべき報酬以外の報酬を受けた場合(例:3月以前の給料遅配分の支払い、さかのぼった昇給による差額の支払い)
- 4月~6月のいずれかの月に低額の休職給を受けた場合
- 4月~6月のいずれかの月にストライキによる賃金カットがあった場合

「健康保険法及び厚生年金保険における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」(昭和36年厚生省保険局長通知)

○ 定時決定の際に行う保険者算定は、上記の場合に限り、<u>これ</u> 以外の場合は原則として行わない。

「健康保険法及び厚生年金保険における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」(昭和36年厚生省保険局健康保険課長通知)

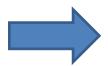
2 事業所の給与支給実態

行政相談のあった従業員に係る標準報酬月額等の算定例

(単位:円)

х Ц	報酬額	標準報酬月額	社会保険料			
A 氏			健康保険料	厚生年金保険料	保険料合計	
定時決定(20年4月~6 月の平均)A	455,852	470,000	19,270	36,072	55,342	
保険者算定の場合(19年 7月〜20年6月の平均)B	309,085	300,000	12,300	23,025	35,325	
差 額(A-B)	146,767	170,000	6,970	13,047	20,017	

※ B欄の社会保険料は、当時の保険料率を基に当局が試算したものである。



社会保険料の差は、毎月、2万円以上

3 社会保険事務所の保険者算定の実態

O B社

一部従業員は、例年4月及び5月に時間外労働が集中 報酬が一時的に急増



- O C社会保険事務所の取扱
 - 従来は、過去1年間の報酬の平均に基づき保険者算定を 実施
 - ・ <u>平成19年以降</u>、「平成18年8月社会保険庁通知により、 社会保険業務の標準化が実施され、昭和36年局長通知が 認める場合以外には保険者算定を実施しない取扱となっ た」との理由で、保険者算定を実施せず。

4 地方社会保険事務局の照会に対する社会保険庁の回答

- 〇 社会保険事務局から社会保険庁への照会事項(平成19年4月)
 - 1 <u>保険者算定の解釈が事務所ごとに異なっている</u>が、次の取扱いは認められるか。
 - 非固定賃金の支払いに大きなばらつきがある場合、過去1年間(前年7月から本年6月まで)の平均額と本年4月~6月の平均を比較して、一定以上の等級差が生じている場合、過去1年間の報酬の平均により保険者算定を実施すること。
- 2 4月から6月までの3か月間の平均による報酬月額と実際の報酬の 支払い額との乖離が大きい場合が多々あるので、<u>保険者算定を行う際</u> の事務所の裁量の範囲を明確に示していただきたい。



〇 社会保険庁の回答

昭和36年厚生省局長通知で示した場合以外の保険者算定は認められない。過去1年間の報酬の平均で算出する取扱は認められない。

審査請求に対する社会保険審査会の裁決例

- (1)<社会保険審査会裁決(社保事務所の決定を取消)抜粋>
- 4月から6月の報酬総額を基準に算定した賦課基準が被保険 者の予想される月平均の報酬総額と明らかに違うと推測される 場合には、保険者が合理的な裁量により保険者算定をし、それ に基づき定時決定をすべき。
- 健康保険法及び厚生年金保険法は、保険者が合理的裁量権 限を行使することを求めていると解するのが相当
- 定時決定による標準報酬月額が実際の報酬総額と大幅に乖 離し、被保険者等の不利益となる場合には、昭和36年局長通 知に列挙された場合に限らず、保険者は、その合理的裁量に より保険者算定をすべき
- 定時決定による標準報酬月額が「著しく不当であると認められ る」時に保険者算定をするのは、保険者の権限でもあり、義務 でもある。

②<平成18年5月31日付け社会保険審査会裁決(審査請求を棄却)抜粋>

平成17年6月の給与は、その後、支給された給与の額に 比べて5万円前後高額であるが、このような<u>業務の繁閑に伴</u> <u>う残業料の変動による超過勤務給の増減は</u>、通常の業務運 営上発生する事態にすぎず、36年局長通知と同等の<u>例外的</u> 事態と認定することはできない。

※ 当該従業員は、17年5月採用。17年6月の報酬(29万数千円)に基づき定時決定 標準報酬月額 30万円 社会保険料 33,432円

17年7月以降の報酬は、23万円~26万円で推移。

保険者算定を行った場合



標準報酬月額 26万円 社会保険料 29,234円

6 厚生労働省の意見

- 昭和36年局長通知においては定時決定にかかる期間(4月~6月)の報酬額に限って「著しく不当な場合」を想定しており、1年間の平均額との乖離については対象としていない。
- 事業主・保険者にかかる事務処理負担を勘案して、 3か月間の実績平均をもって将来1年間の報酬額とみなすこととされており、実態との乖離が生じることは想定されている。
- 1年間の平均額をもって保険者算定を行う場合には、1年分の実績を確認しなければならなくなるため、 事業主・保険者の事務処理負担が増えることとなる。